

総合運動公園E S C O事業提案募集要領に関する質問及び回答書

	項 目	質 疑	回 答
1	2. 事業概要 キ 指定改修設備	<p>外灯のLED照明化更新ですが、既存ポールは再利用できるものとし、灯具のLED照明化（カットオフの2次側から）を更新対象とするとの認識で良いですか？</p> <p>また、既存ポールが劣化等で再利用できない事が確認された場合は、別途協議との認識で良いですか？ご教授お願い致します。</p>	ご認識のとおりです。
2	2. 事業概要 キ 指定改修設備	<p>指定改修のLED照明器具への更新ですが、意図的に間引きもしくは消灯しているランプは改修必須対象除外との認識で良いですか？それとも更新対象とした場合は、省エネ効果がない、又は更新後に点灯させる場合は増エネルギーとなる可能性があります、どの様に検討すれば良いですか？ご教授お願い致します。</p>	原則、改修必須対象とし、更新をお願いします。省エネ効果について、大きな影響がある場合は、提案時にお示し下さい。
3	2. 事業概要 キ 指定改修設備	<p>『上記設備機器の更新に係る、配線、動力設備、幹線設備、受電設備等の改修を含む』とありますが、これは照明設備、エレベーター、受電設備、外灯を指した改修でしょうか？</p> <p>それとも、参加申請後にご提示頂ける別途詳細資料で図示されるのでしょうか？ご教授お願い致します。</p> <p>※例えば、一般的なE S C O事業で照明設備を更新する際は、照明に関する配線類は、現状使用する際に問題無ければ既存再利用をします。更新の際に著しい劣化等が見受けられた場合は都度別途協議となります。</p>	指定改修設備とした、照明設備、エレベーター、受電設備、外灯に加え、更新を指定していない既存設備の任意提案に関する改修も含まれます。

4	3. 応募条件 (3) 応募資格	『事業役割を担う応募者は、過去に省エネルギー保証に伴う ESCO 事業の実績（提案を除く。）があり』とは、他自治体（官庁物件）にて同様の ESCO 事業を事業役割として実施した者であるとの認識で良いですか？ご教授お願い致します。	ご認識のとおりです。
5	7. 提示条件 (3) 改修工事に関する共通条件	一部休館予定の令和4年12月中旬から令和5年2月末日に工事を実施する予定となっておりますが、更新エレベーターは令和5年2月末日より使用開始出来れば良いとの認識で良いですか？また、体育館アリーナ内の照明工事は高所作業が想定されますので、上記期間中は使用禁止として想定して良いですか？ご教授お願い致します。	ご認識のとおりです。
6	7. 提示条件 (3) 改修工事に関する共通条件	対象施設の石綿含有に関しては、過去に綾部市様にて調査済みであり、事業対象となり得る、天井ボード、吹き付け断熱等の箇所においては事業者で再調査は必要無いとの認識で良いですか？未調査箇所での事業の対象となった場合の調査費、調査結果に基づいた対処費用等は別途協議との認識で良いですか？ご教授お願い致します。	石綿含有に関する調査は行っておりません。別途協議とします。
7	7. 提示条件 (3) 改修工事に関する共通条件	更新前後の照度計算を提出し、必要に応じて照度分布も提出。また、更新前後の照度測定を行い、測定記録書として提出するとの条件ですが、これは指定箇所（代表箇所）の照度計算照度分布、照度測定との認識で良いですか？ご教授お願い致します。	ご認識のとおりです。 また、任意提案に該当がある場合、同様をお願いいたします。
8	7. 提示条件 (5) 設計・施工に関する事項	機器更新後の環境レベルについては、『更新前の現状を維持するもの』との条件ですが、これは(3)改修工事に関する共通条件ケの照度について JIS Z 9110『照明基準総則』で	ご認識のとおりです。現状照度が、JIS Z 9110『照明基準総則』と大きく異なる場合は、別途協議とします。

		はなく、現状照度を維持できる器具への更新であるとの認識で良いですか？ご教授お願い致します。	
9	参考 詳細設計及び工事 施工に関して提出 する書類並びに注 意事項（工事着工 時）書類提出、綾部 市様確認事項 2 工事施工時（7）	安定器のPCB含有の確認ですが、これは着工時に対象施設の施工年数よりメーカーホームページ等で確認したものを提出するとの認識で良いですか？また、施工中に疑わしい安定器が発見された際はその都度対象の安定器のPCB含有を確認するとの認識で良いですか？ご教授お願い致します。	ご認識のとおりです。
10	その他	本ESCO事業は第一体育館、第二体育館、外灯、弓道場等を一括で締結するものとし、サービス料、削減保証額等も対象施設を一括で事業を遂行する実施する事業であるとの認識で良いですか？ご教授お願い致します。	ご認識のとおりです。
11	その他	ESCO工事等に際して、改修による不要安定器・不要機器・不要配管配線等の撤去等につきましては、運用上支障のない箇所（隠ぺい部分や高所にある不要物）は原則残置と考えてよろしいでしょうか？ご教授お願い致します。	原則、改修により不要となる安定器・機器・配管配線等についても撤去をお願いします。